

危機管理室	室長	室務の掌理及び所属職員の指揮監督
	危機管理幹	危機管理に係る総合調整に関する事務の総括掌理

別表第36の西駒郷の項中

生活支援専門員	入所者の専門的生活支援
---------	-------------

を

主任訓練指導専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な入所者の専門的職業訓練又は作業指導
生活支援専門員	入所者の専門的生活支援

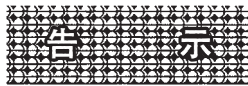
に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事活性化チーム



長野県告示第588号

地方バス運行対策費補助金交付要綱（平成14年長野県告示第21号）の一部を次のように改正します。

平成16年11月1日

長野県知事 田 中 康 夫

別表第2の2中

(1) 低床型車両 地上から車両の床面までの地上高が65センチメートル以下の車両でノンステップ型又はワンステップ型スロープ若しくはリフト付きのもの

を

(1) 低床型車両 次に掲げるもの ア 地上から車両の床面までの地上高が65センチメートル以下の車両であって、ノンステップ型であり、かつ、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号）に基づく認定を受けたもの（以下「標準仕様ノンステップバス」という。）又はワンステップ型スロープ若しくはリフト付きであるもの イ アに掲げるもののほか、地上から車両の床面までの地上高が65センチメートル以下の車両でノンステップ型のものうち、知事が認めたもの

に改める。

別表第3中

1 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（様式第2号）	別に定める。
2 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第3項に規定する営業報告書（以下「営業報告書」という。）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類	

3 当該運行系統の時刻表	
4 当該運行系統と他の路線バス事業者の運行系統との関係を表示した地図（以下「地図」という。）	
1 購入車両の図面（仕様書等。なお、低床型車両の場合は床面までの地上高が分かるものとする。）	
2 購入に要する経費の内訳を証する書類（見積書並びに附属品名、価格及び購入先を明記した内訳表等）	
3 代替予定車両の自動車検査証の写し	

を

1 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（様式第2号）	別に定める。
2 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項に規定する営業報告書（以下「営業報告書」という。）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類	
3 当該運行系統の時刻表	
4 当該運行系統と他の路線バス事業者の運行系統との関係を表示した地図（以下「地図」という。）	

1 購入車両の図面（仕様書等。なお、低床型車両の場合は床面までの地上高が分かるものとする。）	別に定める。（4については車両購入前の別に定める日とする。）
2 購入に要する経費の内訳を証する書類（見積書並びに附属品名、価格及び購入先を明記した内訳表等）	
3 代替予定車両の自動車検査証の写し	
4 低床型車両でノンステップ型のものうち、標準仕様ノンステップバス以外のものについて補助を受けようとする場合は、その理由を記載した書類	

に、

4 バス車両の主要部分の写真	を
----------------	---

に

4 バス車両の主要部分の写真	
5 標準仕様ノンステップバスを購入した場合は、標準仕様ノンステップバス認定要領に定める認定書の写し	に改める。

別表第4の車両購入費補助金の項中「2月20日」を「1月31日」に改める。

様式第7号中「3 代替予定車両の自動車検査証の写し」を

「3 代替予定車両の自動車検査証の写し
4 低床型車両でノンステップ型のものうち、標準仕様ノンステップバス以外のものについて補助を受けようとする場合は、その理由を記載した書類」に改める。

様式第9号中「4 バス車両の主要部分の写真」を

「4 バス車両の主要部分の写真
5 標準仕様ノンステップバスを購入した場合は、標準仕様ノンステップバス認定要領に定める認定書の写し」に改める。

交通政策課

長野県告示第589号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年11月1日

長野県知事 田中康夫

森林保全課

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
南安曇郡安曇村4144の49、4144の50、4144の51（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
 - 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
南安曇郡安曇村4207の18から4207の24まで
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び安曇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

長野県告示第590号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年11月1日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東筑摩郡生坂村7759の5・7759の13・7760の5・7765の5（以上4筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、7764の1（国有林）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

長野県告示第591号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年11月1日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東筑摩郡生坂村大字東広津12290の8（国有林）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

長野県告示第592号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新します。

平成16年11月1日

長野県知事 田中康夫

- 1 海ノ口鳥獣保護区
 - (1) 区域
南佐久郡南牧村地籍の村道2156号線と杣添川の交点（千ヶ滝橋）を起点とし、同点から海ノ口財産区有林と民有林の境界を西進し、八ヶ岳中信高原国定公園との接点に至り、同点から国有林境界の境界を北西進し、更に北東進し、海尻財産区有林との接点に至り、同点から同区有林と民有林の境界を北東進し、海ノ口財産区有林との境界の接点に至り、同点から海ノ口財産区有林と民有林の境界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約700ヘクタール）
 - (2) 存続期間
平成16年11月1日から平成26年10月31日まで
 - (3) 保護に関する指針
当該区域は、南佐久郡南牧村の北部に位置する杣添川に接した標高約1,450メートルから1,850メートルまでの地域です。区域内は水源が豊富で、八ヶ岳中信高原国定公園及び国有林に接し、鳥獣の保護及び繁殖に適していることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。
- 2 大門鳥獣保護区
 - (1) 区域
小県郡長門町大字大門地籍の大門財産区有林と民有林との境界と県道上田茅野線の交点を起点とし、同点から同境界を東進し、大門財産区有林の作業歩道との交点に至り、同点から同歩道を東進し、林道ハレ橋線との交点を経て、更に同歩道を南東進し、新名長門山補助三角点（1,461メートル）を経て、国有林東信森林管理署所管の第114林班と大門財産区有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、国有林第143林班と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、小県郡と北佐久郡の郡界との接点に至り、同点から同郡界を南西進し、県道上田茅野線（大門峠）との交点に至り、同点から小県郡と茅野市の郡市界を西南進し、長門町の最南端を経て更に西進し、小県郡と諏訪市の郡市界との接点に至り、同点から同郡市界を北進し、同郡市界と国有林第115林班と同第116林班の林班界との接点に至り、同点から同林班界を北東進し、大門財産区有林との接点に至り、同点から国有林界を北進し、更に北東進し、同境界と町道十山線との交点に至り、同点から同境界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約959ヘクタール）

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、鳥類の生息環境に適した樹林帯が多く、自然公園、保健保安林及び水源涵養保安林があり、野生生物の共生の場として重要であることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

3 北大塩鳥獣保護区

(1) 区域

茅野市米沢地籍（通称伊那丸台）の茅野市と諏訪市の市界と市道ⅠB1900号線との交点を起点とし、同点から同市道を南東進し、カシガリ山へ通じる歩道との交点に至り、同点から同歩道を南進し、カシガリ山山頂に至り、同点から市道ⅠB1984号線へ通じる歩道を南進し、市道ⅠB1984号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道ⅠB1900号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、作業道藤原唐沢線との交点に至り、同点から同作業道を西進し、作業道萩モツキ線との交点に至り、同点から同作業道を南西進し、林道米沢霧ヶ峰1号線との交点に至り、同点から同林道を北西進し、通称消防道路との交点に至り、同点から同道路を西進し、茅野市と諏訪市の市界との交点に至り、同点から同市界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約800ヘクタール）

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成20年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、霧ヶ峰の南部に位置する標高1,100メートルから1,700メートルまでの地域です。カラマツの壮齢林と広葉樹の天然林とが混合し、地形も変化に富んでおり、鳥獣の生息に適した自然環境となっていることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

4 蓼科鳥獣保護区

(1) 区域

茅野市北山地籍の市道ⅡB138号線と滝ノ湯川の交点（杜鵑橋）を起点とし、同点から同川を北東進し、県道茅野停車場八ヶ峰公園線との交点（竜源橋）に至り、同点から同県道を南進し、市道ⅡB845号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、市道ⅡB5750号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道ⅡB5772号線との交点に至り、同点から同市道を東進し、市道ⅡB5773号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、市道ⅡB5779号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、市道ⅡB5818号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、一般国道299号との交点に至り、同点から同国道を西進し、市道ⅡB5807号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道ⅡB5802号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、市道Ⅰ級34号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、一般国道299号との交点に至り、同点から同国道を西進し、蓼科ビレッジ別荘地と旧石切場の境界との交点に至り、同点から同境界を南西進し、大河原堰との交点に至り、同点から同堰を南進し、市道ⅡB5716号線との交点に至り、同点から蓼科ビレッジ別荘地境界を南進し、市道ⅡB836号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、大河原堰との交点に至り、同点から同堰を南進し、渋川との合流点に至り、同点から

同川を南西進し、滝ノ湯堰との合流点に至り、同点から同堰を北進し、市道ⅡB786号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道ⅡB784号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道Ⅰ級37号線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、市道ⅡB630号線との交点に至り、同点から同市道を南西進し、更に西進し、市道ⅡB633号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、県道茅野停車場八ヶ峰公園線との交点に至り、同点から同県道を南西進し、市道ⅡB138号線との交点に至り、同点から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約1,380ヘクタール）

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、茅野市蓼科一帯の標高1,000メートルから1,600メートルまでの区域で、南斜面で変化のある地形をなし、カラマツの壮齢林及び広葉樹の天然林とが混合しており、鳥獣の生息数及び種類が優れた生息地であることから、鳥獣の生息に好条件な自然環境を有しています。また、当該区域の大部分が国定公園に指定されており、自然環境を包括的に保全することができる適切な地域であることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

5 沢山鳥獣保護区

(1) 区域

伊那市手良野口地籍の林道沢山線の起点を起点とし、同点から棚沢川を北進し、野田ヶ沢手前の尾根との交点に至り、同点から同尾根を北西進し、伊那市と上伊那郡箕輪町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を北東進し、伊那市、箕輪町及び高遠町の市町界交点に至り、同点から伊那市と高遠町の市町界を南進し、信州大学農学部付属手良沢山演習林界との接点に至り、同点から同演習林界を西北進し、ミツクリ沢とコカヤ沢の合流点に至り、同点から演習林界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約632ヘクタール）

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、伊那市の北東部に位置する標高約1,000メートルから1,500メートルまでの地域で、森林植生はアカマツ、カラマツ等の針葉樹及び広葉樹を配しており、鳥獣の生息に適した自然環境となっているため、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

6 駒ヶ根高原鳥獣保護区

(1) 区域

駒ヶ根市赤穂字切石地籍の県道駒ヶ岳駒ヶ根線の駒ヶ根橋を起点とし、同点から同県道を南東進し、市道光前寺南線1-2号との交点に至り、同点から同市道を南進し、寺井水路との交点に至り、同点から同水路を南西進し、鼠川の寺井取水口に至り、同所から同川を西進し、通称南西山北稜線との交点に至り、同点から同稜線を南西進し、簾ノ笛山三角点に至り、同点から稜線を北西進し、同稜線の分岐点に至り、同点から稜線を南進し、荒井沢との交点に至り、同点から同沢を南東進し、中田切川との合流点に至り、同点から同川を南進し、駒ヶ根市と上伊那郡飯島町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を西進し、駒ヶ根市、飯島町及び木曾郡大桑村との市町村界との接点

に至り、同点から駒ヶ根市と大桑村の市村界を北進し、宝剣岳(2,931メートル)に至り、同点から駒ヶ根市と上伊那郡宮田村の市村界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約3,616ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、駒ヶ根市の西部に位置する標高約820メートルから2,931メートルの中央アルプス宝剣岳までに及ぶ地域です。区域内の駒ヶ根高原一帯の森林植生はアカマツ、カラマツ等の人工林で、この一帯を除いた亜高山帯までの森林植生はモミ、ツガ等を主体とする針葉樹林で、更に中央アルプスの稜線一帯の森林植生はハイマツ等の高山帯樹種で構成され、鳥獣の生息環境として多様かつ良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

7 横川鳥獣保護区

(1) 区域

上伊那郡辰野町大字横川地籍の横川国有林界(宿ノ沢橋)を起点とし、同点から林道横川線を東進し、横川ダム管理道との分岐点に至り、同点から同管理道を南東進し、横川川との交点に至り、同点から国有林界を北東進し、更に横川川右岸の横川国有林と官行造林との境界を南東進し、横川川と小横川川にはさまれた稜線との交点に至り、同点から長畑山を経て、同稜線を南西進し、辰野町と箕輪町の町界との接点に至り、同点から同町界を南西進し、辰野町、箕輪町及び南箕輪村(飛地)の町村界との接点に至り、同点から辰野町と南箕輪村との町村界を黒沢山を経て南西進し、更に西進し、辰野町、南箕輪村(飛地)及び木曾郡榑川村の町村界との接点(経ヶ岳)に至り、同点から辰野町と榑川村の町村界を北西進し、坊主岳を経て更に北東進し、同町村界と横川国有林界の分岐点に至り、同点から国有林界を東進し、横川川支流宿ノ沢上流部の国有林界との交点に至り、同点から宿ノ沢を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約3,602ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、上伊那郡辰野町の北西部に位置し、標高1,100mから2,300mまでの亜高山帯で、ヒノキ、カラマツ等の針葉樹人工林が多く、一部の沢筋に鳥獣の生息環境に適したブナ、ミズナラ等の広葉樹林があり、鳥獣の生息環境として多様かつ良好な条件を備えていることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

8 蘭平本谷鳥獣保護区

(1) 区域

下伊那郡浪合村恩田地籍の一般国道153号と村道恩田線の交点を起点とし、同点から同村道を南進し、恩田橋との交点に至り、同点から秋葉洞南の尾根を西北進し、更に井戸沢と治平洞にはさまれた尾根を西南進し、更に岩難沢、三ツ沢及びニツ沢にはさまれた尾根を西進し、更に恩田大川入川と大川入川にはさまれた尾根を西進し、浪合村と平谷村の村界との接点に至り、同点から同村界を北西進し、長野県と岐阜県の県界との接点に至り、同点から同県界を北西進し、更に北東進し、富士見台に

至り、同所から神坂山(1,584メートル)を経て南東進し、坂山山頂を経て三方界石標に至り、同点から阿智国有林界を南進し、更に南東進し、本谷川支流の赤なぎと島の谷の合流点に至り、同点から本谷川支流を北東進し、民有林49林班と同50林班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を南東進し、官行造林との交点に至り、同点から官行造林と民有林の境界を南東進し、阿智村と浪合村の村界との接点に至り、同点から同村界を東進し、三階峰(1,464メートル)から北へ伸びる尾根との交点に至り、同点から同尾根を南進し、三階峰に至り、同点から尾根を東進し、長九郎沢尾根の突端に至り、同点から尾根を南進し、一般国道153号との交点に至り、同点から同国道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約2,880ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、下伊那郡浪合村の西部に位置する標高1,200メートルから2,000メートルまでの地域です。森林植生は、スギ、ヒノキ等を中心とする人工林及びナラ、ブナ等の天然広葉樹からなり、多くの鳥獣の生息地となっていることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

9 茶臼山丸山鳥獣保護区

(1) 区域

下伊那郡根羽村地籍の県道根羽阿南線と根羽村と売木村の村界との交点を起点として、同点から同村界を西南進し、長野県と愛知県の県界との交点に至り、同点から同県界を西進し、茶臼山三角点(1,415メートル)及び丸山三角点(1,161メートル)を経て更に西南進し、国境沢との交点に至り、同点から同沢を東北進し、元丸山牧場の牧柵との交点に至り、同点から同牧場と民有林24林班との境界を西北進し、南ヶ沢との交点に至り、同点から尾根を北進し、ハジカミに至り、同所から尾根を東進し、24林班と32林班の境界の尾根との接点に至り、同点から同尾根を東南進し、更に24林班と33林班の境界を東南進し、33林班に小班2と33林班い小班9の境界との接点に至り、同点から尾根を東北進し、根羽村有林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、浅間川との交点に至り、同点から浅間川を南進し、堪島沢との合流点に至り、同点から通称源左切り沢と権島沢にはさまれた尾根を東進し、社団法人長野県林業公社造林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、源左切り沢と角沢との鞍部を経て、更に40林班と41林班との境界を東進し、42林班との接点に至り、同点から北西進し、官行造林地と112林班との接点に至り、同点から同官行造林と返地山林の境界を北東進し、万蔵沢との交点に至り、同点から同沢を東北進し、小戸名川との合流点に至り、同点から同川を北進し、寺の沢との合流点に至り、同点から同沢を東進し、県道根羽阿南線との交点に至り、同点から寺の沢と金七巻にはさまれた尾根を東進し、根羽村と売木村の村界との接点に至り、同点から同村界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約866ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、下伊那郡根羽村の東部に位置し、地形が急峻な標高800メートルから1,200メートルまでの地域です。森林植生は、スギ、ヒノキ等を主体とする人工林及びナラ、ブナ等の天然広葉樹からなり、多くの鳥獣の生息地となっていることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

10 軒山鳥獣保護区

(1) 区域

下伊那郡売木村地籍の一般国道418号と売木村と平谷村の村界との交点(平谷峠)を起点とし、同点から同国道を東進し、峠沢との交点に至り、同点から同沢を南東進し、岩倉川との合流点に至り、同点から同川を西進し、売木村有林、独立行政法人緑資源機構造林地(以下「機構造林地」という。)及び民有林との接点に至り、同点から機構造林地と民有林の境界を南進し、大島沢と梨ノ木沢の合流点に至り、同点から梨ノ木沢を南西進し、売木村有林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、売木村有林と社団法人長野県林業公社造林地(以下「公社造林地」という。)の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、官行造林界との接点に至り、同点から官行造林界を東進し、官行造林界、機構造林地及び民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、売木村有林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、日向小沢との交点に至り、同点から同沢を東進し、売木村有林と民有林との境界の接点に至り、同点から同境界を南西進し、機構造林地界との接点に至り、同点から機構造林地界を南西進し、更に南東進し、売木村有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、県道阿南根羽線との交点に至り、同点から同県道を南西進し、斧取沢との交点に至り、同点から同沢を西進し、売木村と根羽村の村界との接点に至り、同点から同村界を北西進し、売木村、根羽村及び平谷村との村界の接点に至り、同点から売木村と平谷村の村界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約707ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、下伊那郡売木村の西部に位置する標高940メートルから1,280メートルまでの地域です。森林植生は、ヒノキを主体とする人工林が90%、ナラを主体とする天然広葉樹林が10%となっています。また、区域内の大島沢等は水量も豊富で鳥獣の生息環境として好条件を備えていることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

11 障子山鳥獣保護区

(1) 区域

下伊那郡豊丘村大字河野地籍の村道間沢川線の本沢橋北端を起点とし、同点から豊丘村有林と民有林との境界線を東進し、村有林、民有林及び社団法人長野県林業公社造林地(以下「公社造林地」という。)の境界線との接点に至り、同点から豊丘村有林と公社造林地の境界線を南東進し、豊丘村と松川町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を南東進し、豊丘村、松川町及び大鹿村の町村界との接点に至り、大乗坊山国有林南信管理署所管の第3228林班と第3254林班の林班界との接点に至り、同点から同林班界を北西進し、第3225林班と第3254林班の

林班界、第3224林班と第3253林班の林班界、第3224林班と第3252林班の林班界を経て、官行造林3林班の林班界との接点に至り、同点から第3251林班と第3248林班の林班界との接点に至り、同点から第3248林班と第3251林班の林班界、第3249林班と第3250林班の林班界を南西進し、村有林界との接点に至り、同点から村有林界を北西進し、林道大乗坊線との交点に至り、同点から同林道を南西進し、更に北西進し、第3241林班と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、第3233林班と第3244林班の境界を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約954ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、下伊那郡豊丘村の北東部に位置する標高750メートルから1,720メートルまでの地域で、間沢川及び芦部川の源流地です。尾根及び沢が入り組んだ複雑かつ急峻な地形です。ヒノキ、アカマツ等の人工林、モミ、ツガ等の天然針葉樹林及びナラ等の天然広葉樹が混在しており、鳥獣の生息環境として好条件を備えていることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

12 大桑中学校野鳥愛護林鳥獣保護区

(1) 区域

木曾郡大桑村大字須原894、895、896及び934番地の区域(面積約3ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、木曾郡大桑村中央部に位置し、標高600メートルから640メートルまでの地域で、地形は緩やかな東斜面です。森林植生は、亜高山帯の針葉樹林が主体ですが、広葉樹の天然林も見られます。大桑中学校に接する森林であり、生徒に対する野鳥愛護思想の普及啓発に供している地域でもあることから、身近な野生鳥獣の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

13 勝弦鳥獣保護区

(1) 区域

塩尻市大字北小野字勝弦地籍の市道勝弦線と県道榑川岡谷線との交点を起点とし、同点から同市道を北東進し、旧東筑摩郡塩尻町と旧筑摩地村の旧町村界との交点に至り、同点から旧町村界を東進し、塩尻市と岡谷市の境界に設定された防火線との接点に至り、同点から同防火線を南西進し、勝弦峠を経て、塩尻市と岡谷市の市界との交点に至り、同点から同境界を北西進し、県道岡谷榑川線との交点に至り、同点から岡谷市有林と北小野財産区有林の境界に設定された防火線を南西進し、出藤尾根との交点に至り、同点から同尾根を西進し、市道相吉日向線との交点に至り、同点から市道妙々原線を北東進し、県道榑川岡谷線との交点に至り、同点から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約471ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、塩尻市の南東部に位置し、標高950メートルから1,150メートルまでの地域で、小さな山及び沢が複雑に入り

組んだ地形です。森林植生は、アカマツ、カラマツ等を主体とする人工林地帯です。森林、草地等の鳥獣の生息環境として多様な要素を備えており、鳥獣の生息に好条件を備えていることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

14 中房鳥獣保護区

(1) 区域

南安曇郡穂高町地籍の国有林中信管理署所管の第201林班から第203林班までの各林班、同第213林班から第217林班までの各林班の区域一円（面積約1,992ヘクタール）

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、南安曇郡穂高町の北西部に位置し、有明山と富士尾山に囲まれ、区域中央部を西から東に中房川が流れる標高850メートルから2,450メートルまでの地域です。地形は非常に急峻で、尾根及び沢が複雑に入り組み、起伏に富んでいます。森林植生は、カラマツを主体とする人工林、モミ、トウヒ等を主体とした天然針葉樹林、地形の急峻な沢沿いにはミズナラ、トチ等の天然広葉樹が広がっており、鳥獣の生息環境として好条件を備えた地域であることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

15 奈川鳥獣保護区

(1) 区域

南安曇郡奈川村鎌ヶ崎地籍の鎌ヶ峰三角点を起点とし、同点から長野県と岐阜県の県界を北進し、奈川村と安曇村の村界との接点に至り、同点から同村界を北東進し、奈川安曇スーパー林道との交点（白樺峠）に至り、同点から駒ヶ原に通じる小径を南進し、林道小黒川線との交点に至り、同点から同林道を南東進し、林道黒川線との交点に至り、同点から同林道を南西進し、国有林との交点に至り、同点から同国有林界を東進し、標高1,814メートルの三角点、標高1,748メートルの三角点及び同国有林界と県道寄合渡阿多野線との交点を経て、同国有林界と村道川浦末川線との交点に至り、同点から同村道を南進し、奈川村と木曾郡開田村の村界との交点に至り、同点から同村道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約3,265ヘクタール）

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、南安曇郡奈川村の南西部に位置し、標高1,600メートルから2,100メートルまでの岐阜県と接した地域で、奈川及び黒川の源流域であることから溪流が発達しています。森林植生は、カラマツを主体とする人工林が多いものの、標高の高い地域にはモミ、ツガ、シラビソ等の亜高山帯針葉樹林が広がっており、鳥獣の生息環境として好条件を備えた地域であることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

16 烏川鳥獣保護区

(1) 区域

南安曇郡堀金村大字烏川字須砂渡地籍の烏川須砂渡ダム右岸と林道烏川線との交点を起点とし、同点から同林道を南西進し、堀金村大字烏川字内山地籍の民有林13林班と14林班の境界との

交点に至り、同点から同境界を南進し、国有林中部森林管理署所管の烏川第204号標柱に通じる尾根との交点に至り、同点から同尾根を南西進し、同標柱に至り、同点から国有林界を北西進し、本沢との交点に至り、同点から国有林界を北西進し、穂高町と堀金村の町村界との交点に至り、同点から同境界を南東進し、独立行政法人緑資源機構所有地と県営烏川渓谷緑地公園の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、同公園と一ノ沢財産組合所有地の境界との交点に至り、同点から同境界を北進し、林道一ノ沢線との交点に至り、同点から同林道を東進し、県営烏川渓谷緑地公園と民有地との交点に至り、同点から同境界を南進し、烏川との交点に至り、同点から同川を東進し、須砂渡ダム左岸との交点に至り、同点から同ダムを南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約1,004ヘクタール）

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、南安曇郡穂高町と堀金村の境界の烏川中流部に位置する標高800メートルから2,100メートルまでの東斜面の地域です。区域内には、カラマツ等の人工林、コメツガ等の亜高山針葉樹林、ミズナラ等の天然広葉樹林が分布し、また、水量が豊富な烏川渓谷等があり鳥獣の繁殖に好条件を備えた地域であることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

17 馬羅尾鳥獣保護区

(1) 区域

北安曇郡松川村地籍の林道馬羅尾線と芦間第3堰堤（芦間川左岸）との交点を起点とし、同点から同堰堤敷を南進し、芳小屋尾根との交点に至り、同点から同尾根を南西進し、松川村官行造林4林班と5林班の境界との接点に至り、同点から同尾根を更に南進し、馬羅尾国有林中信森林管理署所管の第587林班との接点に至り、同点から同林班界（芳小屋尾根）を南進し、南安曇郡穂高町と松川村の町村界との接点に至り、同点から同町村界を西進し、二又（1,615メートル）及び有明山（2,268メートル）を経て、更に西北進し、清水岳（2,245メートル）に至り、同所から同町村界を東進し、馬羅尾山（1,852メートル）及び雨引山（1,575メートル）を経て、同町村界と林道馬羅尾線との交点（唐沢峠）に至り、同点から馬羅尾国有林第582林班と民有林12林班との境界を南進し、林道馬羅尾線との交点（大和田神社）に至り、同点から同林道を東進して起点に至る線により囲まれた一円の区域（面積約990ヘクタール）

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、北安曇郡松川村の中西部に位置する馬羅尾高原一帯の標高900メートルから2,200メートルまでの地域で、周囲には雨引山、馬羅尾山及び清水岳が連なっています。区域内の標高の高い地域は亜高山帯でツガ、クロベ等の常緑針葉樹の自然林が分布し、他の地域は低山帯でクリ、コナラ、クヌギ等の落葉広葉樹の自然林が分布しており、鳥獣の繁殖に好条件を備えた地域であることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

18 大峰山鳥獣保護区

(1) 区域

長野市地籍の国有林北信森林管理署所管の第69林班の区域
(面積約111ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、長野市街地の北部に位置する標高540メートルから830メートルまでの地域で、市街地に近く、自然休養林として一般に開放され、市民の憩いの場ともなっています。森林鳥獣の生息数及び種類も多い地域であり、鳥獣の繁殖に適した自然環境条件を有していることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

19 朝日山鳥獣保護区

(1) 区域

長野市地籍の国有林北信森林管理署所管の第68林班の区域
(面積約113ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、長野市街地の西部に位置する標高560メートルから780メートルまでの地域です。森林鳥獣の生息数及び種類も多い地域であり、鳥獣の繁殖に適した自然環境条件を有していることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

20 臥竜山鳥獣保護区

(1) 区域

須坂市大字小山地籍の市道秋葉線と市道南原小山線との交点を起点とし、同点から市道竜ヶ池保養線を南進し、長野県立須坂病院の敷地の北端に至り、同点から歩道を東南進し、百々川堤防との交点に至り、同点から臥竜山南面の山林部と耕地部の境界を東進し、県道坂田興国寺線との交点に至り、同点から同県道を北東進し、市道1-33線との交点に至り、同点から同市道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約20ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、鳥獣の生息数及び種類が多く、鳥獣の生息に適した環境条件を有しており、今後も生息環境を保全する必要があること、鳥獣保護区としての更新が必要な地域となっていることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

21 聖山鳥獣保護区

(1) 区域

更級郡大岡村と東筑摩郡麻績村の境界と県道丸子信州新線との交点を起点とし、同点から同県道を西進し、更に東北進し、林道聖山線との交点に至り、同点から同林道を東南進し、聖開拓地と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を東北進し、聖ダム北堤を経て、林道離山線との交点に至り、同点から同林道を北進し、新田地区を経て、林道古矢場線との交点に至り、同点から同林道を南東進し、大岡村と長野市の市村界との交点に至り、同点から同市村界を南進し、大岡村と千曲市の市村界との交点に至り、同点から同市村界を南進し、千曲市、麻

績村及び大岡村の市村界との接点に至り、同点から麻績村と大岡村の村界を西南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域
(面積約1,674ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、更級郡大岡村の聖山(1,447m)の北斜面一帯で、標高900メートルから1,447メートルまでの地域です。村有林及び一部事務組合林の人工林を主体とする複雑な森林植生で、鳥獣の生育に最適の地域であることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

22 奥裾花鳥獣保護区

(1) 区域

上水内郡戸隠村地籍の国有林北信森林管理署所管の第48林班から第50林班までの各林班及び同第54林班から第59林班までの各林班並びに鬼無里村地籍の同第64林班から第66林班までの各林班の区域一円(面積約3,315ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、上水内郡戸隠村の北部の裾花川支流の楠川上流及び鬼無里村の北部の裾花川本川上流に位置する標高1,100メートルから2,300メートルまでの地域です。森林植生は、ブナ、ミズナラ等の天然広葉樹及びモミ、ツガ等の天然針葉樹林が主体で、鳥獣の種類及び生息数が豊富であり、鳥獣の生育に適した地域であることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

23 奥裾花峡鳥獣保護区

(1) 区域

上水内郡鬼無里村大字鬼無里地籍の裾花川と三枚沢との合流点を起点とし、同点から尾根を西進し、八方山北側の鬼無里村と北安曇郡小谷村の村界との接点に至り、同点から同村界を北進し、東山を経て更に北進し、国有林界との接点に至り、同点から国有林と鬼無里村有林の境界を東進し、奥裾花自然園と国有林の境界と濁川との交点に至り、同点から同川を南進し、裾花川との合流点に至り、同点から国有林界を東南進し、更に南進し、一夜山三角点(1,652メートル)に至り、同点から尾根を西南進し、三枚沢との交点に至り、同点から同沢を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約2,200ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

該当区域は、上水内郡戸隠村の北部の裾花川上流に位置する標高900メートルから1,800メートルまでの区域です。森林植生は、ブナ、ミズナラ等の天然広葉樹及びモミ、ツガ等の天然針葉樹林が主体で、鳥獣の生息数及び種類が豊富であり、鳥獣の生息に適した地域であることから、森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

24 小川中学校野鳥愛鳥林鳥獣保護区

(1) 区域

上水内郡小川村大字高府字花尾地籍の花尾橋を起点とし、同点から薬師沢を北西進し、梶尾沢との合流点に至り、同点から

通称外石峰の中之城址までを直線で結んだ線を南進し、同城址に至り、同所から村道花尾線と村道市ノ口成就線との交点までを直線で結んだ線を東進し、同点に至り、同点から村道花尾線を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約10ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、上水内郡小川村立小川中学校の学校林であり、巣箱の設置等による野鳥の誘致など、生徒に対する野鳥愛護思想の普及啓発に供している地域であることから、身近な野生鳥獣の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

25 北竜湖鳥獣保護区

(1) 区域

飯山市大字瑞穂地籍の県道飯山野沢温泉線と市道4-357号線との交点を起点とし、同点から同県道を北東進し、飯山市と下高井郡野沢温泉村の市村界との交点に至り、同点から同市村界を南東進し、通称小菅歩道との交点に至り、同点から同歩道を西進し、小菅神社奥社に至り、同所から同神社参道を西進し、市道4-357号線との交点に至り、同点から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約414ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

該区域は、数多くのカモ類が集団渡来する北竜湖があり、区域の中の国有地には広葉樹の天然林が広がっており、多くの水辺性又は森林性の鳥獣の越冬地及び生息地となっていることから、集団渡来地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

26 焼額鳥獣保護区

(1) 区域

下高井郡山ノ内町地籍の五輪山三角点を起点とし、同点から財団法人山ノ内町共益会所有山林(以下「共益会山林」という。)と上条区有山林の境界を東北進し、須賀川区有山林の境界との接点に至り、同点から共益会山林と須賀川区有山林の境界を東北進し、通称牛首地籍に至り、同所から共益会山林と山ノ内町有林の境界を北東進し、頂上台地を経て、更に南東進し、ニギリ池に至り、同所から尾根を東進し、稚児池に至り、同所から大洞沢を東進し、雑魚川との合流点に至り、同点から雑魚川を南進し、落合地籍において更に南西進し、ワラビ平を経て同川の水源に至り、同所から尾根を北西進し、境沢との交点に至り、同点から同沢を西進し、竜王沢との合流点に至り、同点から共益会山林と財団法人山ノ内町和合会所有山林の境界を西進し、林道金倉竜王線との交点に至り、同点から同林道を北西進し、二の沢との交点に至り、同点から二の沢を北進し、二の沢と小沢の分岐点に至り、同点から小沢を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1,125ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

当該区域は、下高井郡山ノ内町の東部に位置する標高1,600メートルから2,000メートルまでの亜高山帯で、上信越高原国

立公園の区域ともなっており、鳥獣の生育に適した地域であることから、鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区の存続期間を更新し、その保全を図るものです。

森林保全課

長野県告示第593号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定します。

平成16年11月1日

長野県知事 田中康夫

1 平休猟区

(1) 区域

南佐久郡白田町大字白田字反田地籍の一般国道141号と県道上小田切停車場線との交点を起点とし、同点から同県道を西進し、町道4号線との交点に至り、同点から同町道及び同646号線を北進し、町道54号線との交点に至り、同点から町道3号線、同704号線及び同718号線を北西進し、佐久市と白田町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を北東進し、県道白田桃沢線との交点に至り、同点から同県道を東進し、一般国道141号との交点に至り、同点から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約430ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成19年10月31日まで

2 矢筈山休猟区

(1) 区域

下伊那郡南信濃村北又渡地籍の遠山川と北又沢の合流点を起点とし、同点から遠山川を東進し、弁天岩、仏島及び易老渡を経て、国有林界との交点に至り、同点から国有林南信森林管理署所管の第102林班界を南西進し、第115林班界との接点に至り、同点から同林班界を西進し、更に第133林班界を北西進し、第125林班界との接点に至り、同点から同林班界を南進し、第134林班との接点に至り、同点から同林班界を西進し、三角点(1,837メートル)に至り、同点から利検沢の支流を北進し、遠山川との合流点に至り、同点から同川を東北東進し、加加良渡を経て起点に至る区域(面積約2,460ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成19年10月31日まで

3 中沢休猟区

(1) 区域

木曾郡木曾福島町地籍の国有林木曾森林管理署所管の第204林班から第209林班まで、第214林班及び第215林班の区域(面積約215ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成19年10月31日まで

4 黒石休猟区

(1) 区域

木曾郡木曾福島町地籍の国有林木曾森林管理署所管の第666林班から第673林班までの区域(面積約262ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成19年10月31日まで

5 恩田休猟区

(1) 区域

木曾郡開田村地籍の県道開田三岳福島線と開田村と三岳村の村界との交点(鹿ノ瀬橋)を起点とし、同点から同村界を西進し、国有林界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、国有林木曾森林管理署所管第329林班と第330林班の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、林道唐沢線との交点に至り、同点から同林道を北東進し、林道西野川線との交点に至り、同点から同林道を北東進し、開田村道2-13号線との交点に至り、同点から同村道を東進し、県道開田三岳福島線との交点に至り、同点から同県道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約670ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成19年10月31日まで

6 松川北休猟区

(1) 区域

北安曇郡松川村川西宮上地籍の県道有明大町線と村道7-15線との交点を起点とし、同点から同県道を南進し、村道7-112号線との交点に至り、同点から同村道を南西進し、農道川西青崎線との交点に至り、同点から同農道を南西進し、林道馬羅尾線との交点に至り、同点から同林道を南西進し、民有林11林班と13林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西進し、第12林班との接点に至り、同点から第12林班と第13林班の境界を北西進し、第12林班ろ小班と同林班に小班の小班界との接点に至り、同点から同小班界を北西進し、第12林班は小班との接点に至り、同点から第12林班ろ小班と同林班は小班の小班界を北西進し、大町市と松川村の市村界との接点に至り、同点から同市村界を北進し、唐沢山(標高1,371メートル)を経て、更に北進し、同市村界と林道乳川線との交点に至り、同点から同林道を北東進し、林道北和田線との交点に至り、同点から同林道を南東進し、村道7-15号線との交点に至り、同点から同村道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約620ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成19年10月31日まで

7 奥志賀休猟区

(1) 区域

下高井郡山ノ内町大字平穩地籍の大洞沢と雑魚川の合流点を起点とし、同点から大洞沢を西進し、稚児池を経て、ニゴリ池に至り、同池から剣ヶ峯に通じる尾根を西北進し、剣ヶ峯を経て、同尾根と双紙沢との交点に至り、同点から同沢を北進し、山ノ内町と木島平村の町村界との接点に至り、同点から同町村界を東進し、雑魚川との交点に至り、同点から雑魚川を南進して起点に至る線で囲まれた一円の区域(面積約1,520ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成19年10月31日まで

8 豊田北部休猟区

(1) 区域

下水内郡豊田村の一般国道117号と県道南永江替佐停車場線との交点を起点として、同点から同県道を西北進し、県道牟礼永江線との交点に至り、同点から同県道を北東進し、県道飯山妙高原線との交点に至り、同点から同県道を北東進し、豊田

村と飯山市の市村界との交点に至り、同点から同市村界を東進し、一般国道117号との交点に至り、同点から同国道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の地域(面積約850ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成19年10月31日まで

9 栄東部休猟区

(1) 区域

下水内郡栄村大字塚北野地籍の県道北野森宮原線と村道天代坪野線との交点を起点とし、同点から同県道を南進し、村道鳥甲線との交点に至り、同点から同村道を南進し、同村平太郎地籍の五戈橋に至り、同橋から国有林北信森林管理署所管の第115林班、第117林班、第120林班、第125林班及び第126林班と民有林の境界を西進し、第126林班との接点に至り、同点から歩道を北東進し、通称下の二又沢との交点に至り、同点から村道天代坪野線を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約2,240ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成19年10月31日まで

森林保全課

長野県告示第594号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定します。

平成16年11月1日

長野県知事 田中康夫

1 平根銃猟禁止区域

(1) 区域

佐久市岩村田地籍の高速自動車国道関越自動車道上越線と県道佐久軽井沢線との交点を起点とし、同点から同県道を北東進し、市道5-1号線との交点に至り、同点から同市道を東進し、湯川との交点(平根橋)に至り、同点から同川を北進し、佐久市と北佐久郡御代田町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を東進し、上舟ヶ沢道上歩道との交点に至り、同点から同歩道を西進し、木戸入尾根との交点に至り、同点から同尾根を西進し、平尾富士無線中継所連絡道との交点に至り、同点から同連絡道を南進し、市道7-2号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、林道平尾表線との交点に至り、同点から同林道を南進し、林道大星尻線との交点に至り、同点から同林道を南進し、市道7-63号との交点に至り、同点から同市道を南進し、市道7-57号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道38-1号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、市道7-103号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、高速自動車国道関越自動車道上越線との交点に至り、同点から同自動車道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約556ヘクタール)

(2) 存続期間

平成16年11月1日から平成26年10月31日まで

2 穂積調整池銃猟禁止区域

(1) 区域